

本冊子では合理的配慮の代表的なものの一例をご紹介しましたが、合理的配慮は状況によってさまざまな形があります。障がい学生への合理的配慮の提供についての相談、お問い合わせは特別学修支援室までご連絡ください

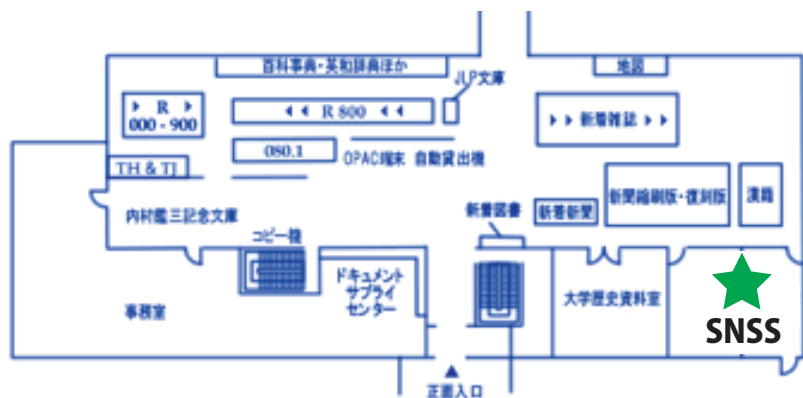
Open : 平日 9:30-12:00, 13:00-16:30 (お昼休み 12:00-13:00)

Location : 図書館 1F

Tel : 0422-33-3352

E-mail : snss-office@icu.ac.jp

<http://ctl.info.icu.ac.jp/snss/snss-top>



対応要領について

国際基督教大学では、障がい学生への差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供について定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しています。

対応要領は以下のサイトでご覧になれます。

<https://sites.google.com/a/info.icu.ac.jp/ctl/snss/guidelines#j>



## 合理的配慮の提供に向けて

障がいのある学生を授業で担当される先生方へ

発行: 特別学修支援室 ver.1.0 (email. snss-office@icu.ac.jp)

ICUでは「障がい学生に関する基本方針」にのっとり、障がいのある学生に合理的配慮の提供を行っています。

### 障がい学生に関する基本方針

国際基督教大学は世界人権宣言の原則に立ち、すべての学生が機会の平等を基礎としていかなる差別もなく尊厳をもって学ぶことのできる環境を整備、維持する。本学は障害のある者が障害のない者と平等に学修、教育、研究及びその他の関連する活動全般に参加できる機会を確保する。

### 合理的配慮(Reasonable accommodation)

合理的配慮とは、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に教育を受けるために必要な変更や調整を行うことです。配慮の内容は学生の障がいの種別や程度だけでなく、授業の内容や環境、学生自身の希望などによって変わります。

### 「配慮依頼」を受け取ったら

特別学修支援室では、学生と面談し、学生の障がいや特性、これまで受けてきた支援、学生自身の希望などを踏まえ、必要とされる合理的配慮について記載した「配慮依頼」を授業を担当される先生宛に発行しております。

学生や特別学修支援室から配慮依頼を受け取られましたら、まず本人と内容の確認をお願いいたします。授業のスタイルや、授業で目指しているものに応じて、必要な配慮をどう実現するかについて学生とご相談ください。教員と学生本人の間で合意形成を図ることが合理的配慮を行う上で重要となります。

合理的配慮の提供についてご不明の点がございましたら、特別学修支援室までご相談ください。

合理的配慮は、

**(1) 提供されている教育内容にアクセス可能にするためのもの**

**(2) 十分に能力を発揮できる環境を用意するためのもの**

です。

合理的配慮は学生生活全般において必要となりますが、授業に関連するものとしては教材・配布資料／講義／実習・実験／試験、などが挙げられます。

## ○アクセシブルな資料の提供

授業で使われる資料の多くは健常者の身体を前提に作られているため、障がいのある学生にはそのままの形ではアクセスできないことがあります。

紙の印刷物に対して、視覚障がいのある人は困難が生じますし、発達障がいや身体障害(肢体不自由)でも困難が生じる場合があります。また映像資料などでは聴覚障がいのある人は音声情報にアクセスできません。

教室内の全員が授業に参加するためには、状況に応じてアクセシブルな資料を用意したり、アクセシブルな形に変換する必要があります。使用する資料が学生にとってアクセス可能かどうかについてご確認いただき、必要な場合にはご配慮ください。

\*アクセシブルな資料の準備や、資料の変換については特別学修支援室にご相談ください。

## アクセシブルな資料の例

(視覚障がいの場合)

### 文字資料(文献、書籍など):

拡大資料(拡大可能な電子データを含む)、点字翻訳や音声読み上げに対応した**テキストファイル**(電子データであっても、画像化されているPDFは読み上げや点訳ソフトで読むことはできません)

### 図表、写真、映像資料:

表は読み上げに対応したエクセルファイルなど。図や写真はそれが何を表しているのかを言葉で説明。また形が重要なものについては立体コピーや模型など触ることのできるもの。

## ○聴覚障がいへの情報保障

聴覚障がいはその種類や程度によって聞こえ方は多様です。学生のニーズに応じさまざまな形で、情報保障を行います。

### 情報保障にあたって

#### ノートテイク・手話通訳:

ノートテイクや手話通訳を利用する場合には、教室内の支援学生の隣や近くに1名から4名のサポートスタッフが付きますることをご了承ください。

#### FM補聴器:

話し手につけたマイクから直接補聴器に音声を届けるFM補聴器を使用している学生の場合、講師に専用のマイクをつけていただく必要があります。学生から要望がある場合にはご協力ください。

#### 読話:

読話を使っている学生がいる場合には、板書などをしながらや、教室の後ろのほうに行くなど口元が見えない状況で話すのは避けてください。

## ○試験時、課題についての配慮

点字や音声読み上げで試験を受験する場合、一度に把握できる範囲が限定されるため問題文の読み取りに通常より時間がかかります。また発達障がいなどでは問題文を読んだり、答えをまとめ上げることに時間がかかるという特性を持った学生がいます。こうした場合の合理的配慮として試験時間の延長があります。

また周囲の音や人などの環境が気になってしまい、試験に集中できないなど場合には別室受験が合理的配慮の一つになります。

\*別室受験、試験時間の延長に関して試験監督や試験教室の手配については特別学修支援室にご相談ください。

## ○支援機器・PCの使用の許可

障がいのある学生は、日常生活の中でさまざまな支援機器やPC・タブレットなどを使用しています。授業や試験にそうした機器が必要となる場合があります。効率的な学修のために機器の使用を許可していただく場合があります。